| 主眼事項 | 着　眼　点・根拠法令等 | 確認文書 | 結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第10　主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い | **◆法第21条の５の３第２項**※児童発達支援センターにおける取扱い　令和９年３月31日まで |  |  |
| １　基本事項 | (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表２「経過的障害児通所給付費単位数表」第１により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。**◆平24厚告122第二号イ　平24厚告128** | 体制等状況一覧表当該加算の届出書等 | □適□否 |
|  | (2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。**◆平24厚告122第三号** | 体制等状況一覧表当該加算の届出書等 | □適□否 |
| ２　主として難聴児経過的児童発達支援給付費 | (1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表２第１の１の注１****平24厚告269第十二号****◎留意通知第二の２(6)①**　障害児の時間区分及び医療的ケア区分の単位の取扱いは、平24障発0330第16「障害児通所給付費等単位表及び経過的障害児通所給付費等単位数表に関する事項」第二の１の(3の2)、(4の2)を参照のこと。 | 体制等状況一覧表当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （時間区分） | (2) 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たっては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表２第１の１の注２****◎留意通知第二の１(3の2)参照** | 児童発達支援計画体制等状況一覧表当該加算の届出書等 | □適□否 |
| （指定児童発達支援等の提供時間） | (3) 指定児童発達支援を行う場合については、個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。**◆平24厚告122別表２第１の１の注３** | 児童発達支援計画市町村が認めたことが分かる資料体制等状況一覧表当該加算の届出書等 |  |
| （減算が行われる場合） | (4) 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 |  |  |
|  | 【定員超過減算】【人員欠如減算】①　障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又はロの表の上(左)欄に定める基準に該当する場合　　同表下(右)欄に定める割合 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 【通所支援計画等未作成減算】②　指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合(一)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合　 100分の70(二)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合　 100分の50 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 【自己評価及び保護者評価の未公表減算】③　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第７項に規定する基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ていない場合　　100分の85 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 【支援プログラム未策定・未公表減算】④　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の２に規定する基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ていない場合(令和７年４月１日以降)　100分の85 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | **◆平24厚告122別表２第１の１の注４****平24厚告271の第一号イ、ロ****◎留意通知第二の１(5)、第二の２(1)①(七)、****第二の１(7)、(8)、(8の2)参照****◎京都府知事は、次の減算対象に該当する場合指導を行い、指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。****①定員超過減算：**定員超過を解消するよう指導し、指導に従わず超過が継続する場合**人員欠如減算：**著しい人員欠如が継続する場合は、従業員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導し、指導に従わない場合**②通所支援計画等未作成減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合**③自己評価及び保護者評価結果の未公表減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合**④支援プログラムの未作成・未公表減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合（R6中は努力義務。減算適用はR7.4.1～） |  |  |
| （開所時間減算） | (5) 営業時間が、平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」の第一号のハの表の上(左)欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下(右)欄に定める割合を乗じて得た額を算定しているか。**◆平24厚告122別表２第１の１の注５****平24厚告271第一号ハ****◎留意通知第二の２(6)①(二)(２の(1)①(六)準用)**営業時間が６時間未満である場合は、減算することになるが、次のとおり取り扱うこと。ア　ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。イ　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、６時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が６時間未満となった場合は減算の対象とならない。また、５時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が４時間未満となった場合は、４時間以上６時間未満の場合の額を乗ずること。ウ　算定される単位数は、４時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、４時間以上６時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （身体拘束廃止未実施減算） | (6) 指定児童発達支援の提供に当たり、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の１の注６****◎留意通知第二の１(9)**次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を同知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について減算する。なお、**京都府知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導し、指導に従わない場合は特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。**①身体拘束等に係る記録が行われていない場合。緊急やむを得ない理由については、切迫性・非代替性・一時性の３つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録していること。②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない(年1回以上開催していない)場合※当該委員会については、事業所単位でなく法人単位での設置・開催や虐待防止委員会と一体的に設置・運営してよい。③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない(年1回以上実施していない)場合 | 第４の37に定める確認文書等・個別支援計画・身体拘束等に関する書類(必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)・委員会議事録・身体拘束等の適性化のための指針・研修を実施したことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
| （虐待防止措置未実施減算） | (7) 指定児童発達支援の提供に当たり、虐待の発生又はその再発を防止するため、指定通所基準第45条第２項に規定する措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の１の注７****◎留意通知第二の１(10)**次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を同知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について減算する。なお、**京都府知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導し、指導に従わない場合は特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。**①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催していない(年1回以上開催していない)場合又はその結果について、従業者に周知徹底を図っていない場合※当該委員会については、事業所単位でなく法人単位での設置・開催や身体拘束等の適性化委員会と一体的に設置・運営してよい。②虐待防止のための研修を定期的に実施していない(年1回以上実施していない)場合③虐待防止のための①及び②の措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合 | 第４の38に定める確認文書等・個別支援計画・虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等）・ケース記録・業務日誌・委員会議事録・従業者に周知したことが分かる書類・研修を実施したことが分かる書類・担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等） | □適□否□該当なし |
| （業務継続計画未策定減算） | (8) 指定通所基準第38条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の１の注８****◎留意通知第二の１(12)**（経過措置）　令和７年３月31日までの間は、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は、減算しない。 | 第４の29に定める確認文書等・業務継続計画 | □適□否□該当なし |
| （情報公表未報告減算） | (9) 法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の１の注９****◎留意通知第二の１(11)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | **複数の減算事由に該当する場合**それぞれの減算割合を乗ずることになるが、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算の単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由にのみ着目して減算を行う。**京都府知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに指導に従わない場合には指定の取消を検討** |  |  |
| （人工内耳装用児加算） | (10) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の二の二に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の１の注10****平24厚告269第十二号の二****平24厚告270第十二号の二の二(第一号の十準用)****◎留意通知第二の２(6)②(２(1)⑫の4(一)準用)**　本加算の算定に必要な言語聴覚士の配置は、加配でないことに留意すること。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （児童指導員等加 配加算） | (11) 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（(12)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の三に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。イ ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事する者を常勤で配置する場合ロ 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（イに掲げる場合を除く。）ハ ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）ニ 児童指導員等を配置する場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）ホ その他の従業者を配置する場合**◆平24厚告122別表２第１の１の注11****平24厚告270第十二号の三(第一号の三準用)****◎留意通知第二の２(6)③（２(1)④準用）** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出翔等 | □適□否□該当なし |
| （専門的支援体制加算） | (12) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の四に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（(11)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、１日につき次の単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、第９の２の(3)の②(通所支援計画未作成減算)を算定している場合は加算していないか。　イ　利用定員が30人以下の場合　41単位　ロ　利用定員が31人以上40人以下の場合　　　　35単位　ハ　利用定員が41人以上の場合　27単位**◆平24厚告122別表２第１の１の注12****平24厚告270第十二号の四(第一号の四準用)****◎留意通知第二の２(6)④（２(1)④の２準用）** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ３ 家族支援加算 | (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき４回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 　イ　家族支援加算（Ⅰ）　　(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助の行った場合　　　(一) 所要時間１時間以上の場合　　　(二) 所要時間１時間未満の場合　　(2) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において対面により相談援助を行った場合　　(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合　ロ　家族支援加算(Ⅱ)　　(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　　(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合**◆平24厚告122別表２第１の２の注１****◎留意通知第二の２(6)⑤（２(1)⑤準用）** |  |  |
|  | (2) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅰ)、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅰ)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(Ⅰ)を算定した回数と(1)のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは(1)のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅱ)、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(Ⅱ)を算定した回数と(1)のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは(1)のロを算定していないか。**◆平24厚告122別表２第１の２の注２****◎留意通知第二の２(6)⑤（２(1)⑤(四)準用）** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ４ 食事提供加算 | 児童福祉法施行令第24条第２号、第３号ロ、第４号ロ、第５号又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し、旧主として難聴児児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の五に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。イ　食事提供加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合　30単位ロ　食事提供加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合　40単位**◆平24厚告122別表２第１の３の注****平24厚告270第十二号の五(第一号の五準用)****◎留意通知第二の２(6)⑥（２(1)⑦準用）** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ５ 利用者負担上 限額管理加算 | 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数(150単位)を加算しているか**◆平24厚告122別表２第１の４の注****◎留意通知第二の２(6)⑦ (２(1)⑧準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ６ 福祉専門職員 配置等加算（福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)） | (1) 一部改正府令附則第４条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の５の注１****◎留意通知第二の２(6)⑧ (２(1)⑨準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)） | (2) 一部改正府令附則第４条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は算定していないか。**◆平24厚告122別表２第１の５の注２****◎留意通知第二の２(6)⑧ (２(1)⑨準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)） | (3) 次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は算定していないか。① 一部改正府令附則第４条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（児童指導員等）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。**◆平24厚告122別表２第１の５の注３****◎留意通知第二の２(6)⑧ (２(1)⑨準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ７ 栄養士配置加 算（栄養士配置加算(Ⅰ)） | (1) 次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。① 常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。**◆平24厚告122別表２第１の６の注１****◎留意通知第二の２(6)⑨ (２(1)⑩準用)**　調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、加算不可 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （栄養士配置加算(Ⅱ)） | (2) 次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合は算定していないか。① 管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。**◆平24厚告122別表２第１の６の注２****◎留意通知第二の２(6)⑨ (２(1)⑩準用)**調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、加算不可 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ８ 欠席時対応加 算 | 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表２第１の７の注****◎留意通知第二の２(6)⑩ (２(1)⑪(一)(二)準用)**　(一)急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合、算定可能　(二)「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ９ 専門的支援実施加算 | 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の六に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として、１回につき所定単位数(150単位)を加算しているか。ただし、２の(4)の②(通所支援計画未作成減算)を算定している場合は加算していないか。**◆平24厚告122別表２第１の８の注****平24厚告270第十二号の六(第一号の六準用)****◎留意通知第二の２(6)⑪ (２(1)⑫準用)**こども家庭庁長官が定める基準**(平24厚告270第一号の六)**次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　専門的支援実施加算の対象となる障害児(加算対象児)に係る児童発達支援計画を踏まえ、理学療法士等がその有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であって専門的支援実施計画を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき適切に支援を行うこと。ロ　専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。ハ　専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。ニ　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 10 強度行動障害児支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の八に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位を加算しているか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の９の注****平24厚告270第十二号の七(第一号の七準用)　、第十二号の八(第一号の八準用)****◎留意通知第二の２(6)⑫ (２(1)⑫の２準用)**こども家庭庁長官が定める基準**(平24厚告270第一号の七)**表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の１点の欄から５点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児こども家庭庁長官が定める基準**(平24厚告270第一号の八)**次の基準のいずれにも適合すること。イ　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を１以上配置し、当該者が支援家鶴シート等を作成すること。ロ　イに規定する支援計画シート等に基づいた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 11 集中的支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数(1000単位)を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の10の注****平24厚告270第十二号の八(第一号の七準用)****◎留意通知第二の２(6)⑬ (２(1)⑫の３準用)**こども家庭庁長官が定める基準**(平24厚告270第一号の七)**表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の１点の欄から５点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児 | 広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料、体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 12 個別サポート加算 （Ⅱ） | 要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童）又は要支援児童（同条第５項に規定する要支援児童）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の11の注****◎留意通知第二の２(6)⑭ (２(1)⑫の７準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 13 入浴支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の十に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の12の注****平24厚告269第十二号の三(第四号の二準用)****平24厚告270第十二号の十(第一号の十二準用)****◎留意通知第二の２(6)⑮ (２(1)⑫の８準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 14 医療連携体制加算（医療連携体制加算(Ⅰ)） | (1) 医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき8人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表２第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表２第１の13の注１****◎留意通知第二の２(6)⑯ (２(1)⑬準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅱ） | (2) 医療機関等との連携により、看護職員を主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表２第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表２第１の13の注２****◎留意通知第二の２(6)⑯ (２(1)⑬準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅲ） | (3) 医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表２第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表２第１の13の注３****◎留意通知第二の２(6)⑯ (２(1)⑬準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅳ） | (4) 医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)から(3)までのいずれか又は平成24年厚生労働省告示第122号別表２第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは１のハの(1)、(2)若しくは (3)を算定している医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表２第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定しているか。**◆平24厚告122別表２第１の13の注４****◎留意通知第二の２(6)⑯ (２(1)⑬準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅴ） | (5) 医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)から(3)までのいずれか又は平成24年厚生労働省告示第122号別表２第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している場合は、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハの(1) 、(2)若しくは(3)を算定しているか。**◆平24厚告122別表２第１の13の注５****◎留意通知第二の２(6)⑯ (２(1)⑬準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅵ） | (6) 医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している場合は算定していないか。**◆平24厚告122別表２第１の13の注６****◎留意通知第二の２(6)⑯ (２(1)⑬準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅶ） | (7) 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)から(5)までのいずれか又は平成24年厚生労働省告示第122号別表２第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表２第１の13の注７****◎留意通知第二の２(6)⑯ (２(1)⑬準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 15 送迎加算（重心児又は医療的ケア児の場合） | (1) 重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数(40単位)を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の14の注１****平24厚告269第十二号の四(第四号の五準用)****◎留意通知第二の２(6)⑰ (２(1)⑭(四)(五)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （中重度医療的ケア児の場合） | (2) 中重度医療的ケア児である障害児に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数(80単位)を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の14の注２****平24厚告269第十二の五(第四号の六準用)****◎留意通知第二の２(6)⑰ (２(1)⑭(四)(五)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (4) (1)及び(3)に規定する送迎加算の算定については、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表２第１の14の注３****◎留意通知第二の２(6)⑰ (２(1)⑭(六)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 16 延長支援加算 | (1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が５時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が１時間以上のものに限る。）（延長支援）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 児童発達支援計画、体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 　イ　障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）ロ　重心児又は医療的ケア児に対し延長支援を行う場合**◆平24厚告122別表２第１の15の注１****平24厚告269第十二の六(第四号の七準用)****◎留意通知第二の２(6)⑱ (２(1)⑮(一)準用)** |  |  |
|  | (2) (1)のイ又はロを算定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上１時間未満となった場合には、(1)のイの(1)又はロの(1)を算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については61単位を、(1)のロを算定している事業所については128単位を、１日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の15の注２****◎留意通知第二の２(6)⑱ (２(1)⑮準用)** | 児童発達支援計画、体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 17 関係機関連携加算（関係機関連携加算（Ⅰ）） | (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の16の注１****◎留意通知第二の２(6)⑲ (２(1)⑮の２(一)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （関係機関連携加算（Ⅱ）） | (2) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の16の注２****◎留意通知第二の２(6)⑲ (２(1)⑮の２(二)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （関係機関連携加算（Ⅲ）） | (2) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の16の注３****◎留意通知第二の２(6)⑲ (２(1)⑮の２(三)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (3の2) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に通所給付費等単位数表第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは算定していないか。**◆平24厚告122別表２第１の16の注４****◎第二の２(6)⑲ (２(1)⑮の２(三)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （関係機関連携加算（Ⅳ）） | (4) 障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の16の注５****◎第二の２(6)⑲ (２(1)⑮の２(四)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 18 事業所間連携加算 | 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の十一に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月に１回を限度として所定単位数を加算する。イ　事業所間連携加算(Ⅰ)　500単位ロ　事業所間連携加算(Ⅱ)　150単位**◆平24厚告122別表２第１の17の注****平24厚告270第十二号の十一(第一号の十三準用)****◎第二の２(6)⑳ (２(1)⑮の３準用)**イ　事業所間連携加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合ロ　事業所間連携加算(Ⅱ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 19 保育・教育等移行支援加算 | (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。）（移行先施設）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（保育・教育等移行支援）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の18の注１****◎第二の２(6)㉑ (２(1)⑮の４(一)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 移行先施設に通うこととなった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の18の注２****◎第二の２(6)㉑ (２(1)⑮の４(二)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 移行先施設との連携調整を行った上で当該施設に通うこととなった障害児について、退所後30日以内に当該施設等を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表２第１の18の注３****◎第二の２(6)⑲ (２(1)⑮の４(三)準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 20 福祉・介護職員 処遇改善加算（令和6年5月31日まで）　　**旧規定** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の十二に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。21から23までにおいて同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　 本調書の２から19までにより算定した単位数の1000 分の81に相当する単位数イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000 分の59に相当する単位数ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 本調書２から19までにより算定した単位数の1000 分の33に相当する単位数**◆旧規定平24厚告122別表２第１の19の注****平24厚告270第十二号の十二(第二号準用)****◎留意通知第二の２(6)㉒ (２(1)⑯準用)**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 21 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算（令和6年5月31日まで）　　**旧規定** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の十三に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅰ) 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅱ) 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数**◆旧規定平24厚告122別表２第１の20の注****平24厚告270第十二号の十三(第三号準用)****◎留意通知第二の２(6)㉒ (２(1)⑯準用)**　 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 22 福祉・介護職員 等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日まで）　　**旧規定** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の十四に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所若が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合は、本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。**◆旧規定平24厚告122別表２第１の21の注****平24厚告270第十二号の十四(第三号の二準用)****◎留意通知第二の２(6)㉒ (２(1)⑯準用)**　 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 23 福祉・介護職員 等処遇改善加算（令和6年6月1日以降） | (1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の十二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数二　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数**◆平24厚告122別表２第１の19の注１****平24厚告270第十二号の十二(第二号準用)****◎留意通知第二の２(6)㉒ (２(1)⑯準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 令和７年３月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の十二に適合している福祉・介護職員等の賃金を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（(1)の加算を算定している場合を除く）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。　① 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数② 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　 本調書２から19までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数**◆平24厚告122別表２第１の19の注２****平24厚告270第十二号の十二(第二号準用)****◎留意通知第二の２(6)㉒ (２(1)⑯準用)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 福祉・介護職員等処遇改善加算に係る経過措置（令６こ告３附則第３条第２項）令和６年５月31日において現に福祉・介護職員処遇改善加算（旧通所給付費等単位表第１の19）を算定しており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（旧通所給付費等単位表第１の21）を算定していない事業所又は施設が、令和８年３月31日までの間において、福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)まで（改正後の基準別表単位数表第１の19の福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)まで）のいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の３分の２以上を福祉・介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当除く）の改善を実施しているか。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |